農業振興地域整備計画の見直しを行います

【問い合わせ】 農政課(23-1400)

市では、令和5年度に「農業振興地域整備計画」の 見直しを行います。見直しに伴う農用地区域からの 除外(農振除外)については、令和5年2~3月に受 け付けを行う予定です。

令和5年度の農振除外の受け付けは、この1回の みです。実際に農振除外をご検討される場合は、必 ず受付期間前に農政課へ事前相談をお願いします。

農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に 関する法律(農振法)」に基づいて市が定める計画。 農用地などとして利用すべき地域(農用地区域)を定 め、土地の有効利用および農業関連施策を総合的に 推進することを目的としています。

市では、10年後を見通して計画を定め、おおむね 5年ごとに計画の見直しを行っています。

農用地区域からの除外(農振除外)とは

農業振興地域内では、農用地などとして利用すべ き土地の区域を「農用地区域」に設定しています。農 用地区域内の土地は、優良な農地の保全のため、農 業関連以外の目的での利用が制限されています。

農用地区域内の土地を、住宅建築や駐車場整備な ど農業関連以外の目的に利用したい場合、その土地 を農用地区域から除外する手続きが必要となりま す。この「農用地区域からの除外」のことを一般的に 「農振除外 と呼んでいます。



マイナンバーカードをお持ちでない人に QRコード付き交付申請書が送付されます

【問い合わせ】 本館市民登録課 **(2341-3547)**

マイナンバーカードをまだお持ちでない人に、国 の機関である「地方公共団体情報システム機構」か ら、11月~12月上旬にQRコード付きマイナンバー カード交付申請書が順次届きます。

今回届く交付申請書を使って、郵送での申請のほ か、スマートフォンでQRコードを読み取ることに より、オンラインで簡単に申請することができます。

■送付書類イメージ





■送付対象者

マイナンバーカードの交付申請を行っていない人 ※次の人には別の機会に交付申請書が送付されるた め、今回は送付されません

- 令和3年10月31日時点で75歳以上の人(令和3年 度に後期高齢者医療広域連合より、交付申請書が 送付されています)
- 令和4年1月1日以降に出生または国外から転入 した人(出生時または転入時に個人番号通知書など と一緒に交付申請書が送付されています)
- 。在留期間の定めのある外国人住民(地方出入国管 理局でマイナンバーカードの交付申請などについ てお知らせしています)



食品ロスを減らしましょう

【問い合わせ】 本館生活環境課 (2341 - 3544)

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨て られてしまう食べ物のことです。日本では年間522 万~以上の食品ロスが発生しており、このうち約半 分の247万~が家庭から発生しています。

家庭から発生する食品ロスを減らすために、次の ことに取り組んでみませんか。

食品ロスを減らすためにできること

- 。買い物前に冷蔵庫や食品庫の在庫を確認し、なる べく必要な量だけ買う
- ∘すぐに食べる食材は消費期限(*1)や賞味期限 (*2)の近いものから購入する
- 食べられる部分を取り除かないよう野菜を切る
- 。 食事する人数に合わせて食べ切れる量を作る
- 。 保存していた食べ残しを忘れないように冷蔵庫の

中の配置を工夫する

- 食材の保存に冷凍保存も活用する
- * 1 消費期限…袋や容器を開けないままで、定めら れた保存方法を守って保存していた場合に、この 「年月日 |まで、「安全に食べられる期限 |のこと。 期限を過ぎたら食べないほうが良い
- *2賞味期限…袋や容器を開けないままで、定めら れた保存方法を守って保存していた場合に、この 「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べら れる期限」のこと。期限を過ぎてもすぐに食べら れなくなるわけではないので、見た目やにおいな どで食べられるか自分で判断しましょう
- ※一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早め に食べるようにしましょう

火災発生状況

で、こ、けがをすることなく面もありますが、自分の身の安. 火災発生時は初期消火をす? を確も

安全を

初期消火の目安

えた火は、消火器

では消すことがで

きません。すぐに

通報と避難をしま

しょう。

自分の背丈を超

■1月1日~8月31日における

		区分	件数	前年比
	火災発生件数	建物火災	7	-9
		林野火災	3	+1
		車両火災	5	+2
		その他火災	6	+1
		計	21	-5
	死傷者数	死者数	2	+1
		負傷者数	7	-2

·**近づか**·

やけど

戻らな

より

ŧ ない

あな い

たの

命が最優先

ッ難ク誘

状態の

なるが

か聞 もこ

えず、

パ

指

に

喋らな

い # い 転

駆けな

7

ず

い

転倒

す る

か

ŧ

れ

倒す

る

と危

押さな

い

ほ ど増減し

本年1月1日~ 市内では21件の火 た。昨年同期に比 災による死傷者は4 災による死傷者は44 本年1月

> 所、地域で確認しましょう。練時の約束」について家庭や事業になっています。初心に帰って「訓現在は「お・か・し・も・ち」の5文字現在は「お・か・し・も」の5文字以前は「お・か・し・も」の4文字以前は「お・か・し・も」の4文字 難す Ź 重要で

予防運動が行われるにあたり、今にあたり、今にあたり、今に

れ年

れます。 平も秋季全国火災 やすい時季を迎え

やす

『お

出かけ

は

マ

スク戸締

1)

D

角

心

022年度全国統

防火標

季全 月9

玉

火

災

予

防

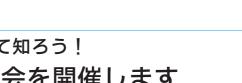
運

動

Ħ

日は

(な22·6123) 消防本部予防課





人権について知ろう! 人権講演会を開催します

■日時

12月10日(土)、午後1時~3時30分

■会場

文化会館

■内容

∘午後1時…中学生人権啓発作文コンテスト表 彰式、優秀作品の朗読

午後2時…人権トークライ ブ[空白を大きな愛に変え て-イーハトーヴから銀河 まで、愛を繋ぐ小さな手一 (講師は、シンガーソング ライターの松本哲也さん)



■参加料

無料

※入場整理券が必要です

■入場整理券配布開始日

11月4日(金)

■配布場所

新館市民生活総合相談センター、本館総合案

内、各総合支所市民生活係

※託児コーナーを開設します。利用を希望する 場合は11月25日(金)までに下記へお申し込み ください

ご存知ですか? 人権擁護委員制度

人権擁護委員は人権擁護委員法に基づ き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱 する民間のボランティアです。法務局の 開設する人権相談所で人権相談に応えた り、思いやりの大切さを教える「人権教 室」を開催したりするなど、積極的に人 権啓発活動に取り組んでいます。

市内には15人の委員がいて、無料相談 会を開設するなど、問題解決の支援を 行っています。

【問い合わせ・託児の申し込み】 新館市民生活総合相談センター(☎24-2111 内線254)

(**b**) 2022(R4).11.1 広報はなまき No.388 **心**